

## は ば 岡山県主催 「晴れ映え岡山 フォトコンテスト 2021」 を開催中！

7月から開催している「晴れ映え岡山 フォトコンテスト2021」は、毎月1,000件以上の投稿があり、多くの方にご好評いただいています。

Instagramで応募用ハッシュタグを検索すれば、皆さんが投稿している写真や動画を見ることができます。あなたの知らない“新しい岡山”が見つかるかもしれません。

募集テーマは毎月変わり、受賞者には賞品もご用意しています。期間中何度でもご応募できます

ので、ぜひ皆さんの知っている「岡山」を教えてください。たくさんのご応募をお待ちしています。

### ○募集テーマ

11月テーマ「岡山のOMATSURI&伝統行事」

### ○開催期間

令和4年2月28日(月)まで。

URL <https://www.pref.okayama.jp/page/723687.html>



【お問い合わせ先】 岡山県庁公聴広報課 電話(086)226-7158

## 災害で住まいが被害を受けたときに最初にすること

災害が発生し、住まいが被害を受けたときは、被害状況を写真に撮るようお願いします。

さまざまな被災者支援を受ける際に必要となる罹災証明書は、市町村職員による被害認定調査を経て市町村から発行されますが、その前に建物の修理、片付けをしてしまうと調査が難しくなります。

次の3点に気を付けてください。

- 1 家の外観はカメラやスマホなどでなるべく4方向から撮るようにしましょう。
- 2 浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮りましょう。
- 3 被災した箇所の詳細が分かる「寄り」の写真と全

景(家の中では部屋の全景)が分かる「引き」の写真をそれぞれ撮りましょう。

これらの写真は保険会社に損害保険を請求する際などにも役に立つ場合があります。

災害はいつ起こるか分かりません。日頃からの備えをしていただくようお願いします。

### ○参考URL

<https://www.pref.okayama.jp/page/676002.html>



【お問い合わせ先】 岡山県庁危機管理課 担当：藤谷 電話(086)226-7293

## なくそう！望まない受動喫煙

令和2年4月、健康増進法の一部を改正する法律が全面施行されました。

これにより、飲食店や事務所など、2人以上の人が利用する全ての施設が原則屋内禁煙となっています。喫煙者に対しては、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう、喫煙する際の、周囲への配慮義務も定められています。特に、子どもや妊婦、患者さんなど、健康への影響を受けやすい方の周囲では、喫煙を控えるなどの配慮をお願いします。

また、岡山県では、条例により改正健康増進法の適用が猶予されている既存の小規模飲食店(既存特定飲食提供施設)に、従業員を雇用している場合は、店内のすべてを喫煙可能室としない努力義務

を定めています。これらの既存の小規模飲食店(従業員を雇用していない場合も含む)に対して、県では受動喫煙防止推進のため、施設改装費用の助成を行っていますので、ぜひご活用ください。

詳しくは、岡山県保健福祉部健康推進課までお問い合わせください。

### ○URL

(制度について)

<https://www.pref.okayama.jp/page/615596.html>

(改装費用の助成について)

<https://www.pref.okayama.jp/page/663610.html>



【お問い合わせ先】 岡山県保健福祉部健康推進課 電話(086)226-7328